

毎週火、金曜日発行（但休日となる場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 被爆者一般疾病医療機関の指定
健康保険法による保険医療機関の指定
- ◇教委告示 県指定保護文化財等の指定
- ◇公安告示 道路交通法に基づく聴聞会の開催
- ◇雑報 測量士試験及び測量士試験の実施

規則

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県婦人更生資金貸付規則（昭和三十三年五月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「この資金運営の大綱」を「更生資金の運営の大綱」に、「償還期間の延長」を「償還金の支払猶予」に改める。

第四条を次のように改める。

（更生資金の種類）

第四条 更生資金の種類は、次の五種類とする。

- 一 生業資金 生業を営むに必要な経費として貸し付ける資金
- 二 支度資金 就職するために必要な支度をする経費として貸し付ける資金
- 三 技能習得資金 生業を営み、又は就職するために必要な知識及び技能を習得するのに必要な経費として貸し付ける資金

四 生活資金 技能習得資金の貸付けを受けている期間中の生活を維持するのに必要な経費として貸し付ける資金

五 転宅資金 売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設を退所し、新たに間借り、借家等の住宅の賃借りをするに際し必要な経費として貸し付ける資金

第五条を次のように改める。

(貸付条件)

第五条 更生資金は、別表に定める条件によつて貸し付けるものとする。

第八条第二項を削る。

第九条中「借受人」を「更生資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)」に改める。

第十条を次のように改める。

(償還金の支払猶予の申請)

第十条 償還金の支払猶予を受けようとする借受人は、婦人更生資金償還金支払猶予申請書(様式第八号)を、

第六条に規定する手続に準じて知事へ提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合には、運営委員会にはかつて適当と認められたものについては、婦人更生資金償還金支払猶予決定通知書(様式第九号)を、不適当と認められたものについては、婦人更生資金償還金支払猶予不承認決定通知書(様式第十号)をそれぞれ婦人相談所長を経由して借受人に送付しなければならない。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附則の次に別表として次のように加える。

別表

一 貸付限度、償還期間及び据置期間

更生資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間	備考
生業資金	一五〇,〇〇〇円	六年以内	一年以内	生業を営むために特に必要と認められる場合は、二〇〇〇円まで貸し付けることができる。

二 貸付方法

更生資金は、一括、分割又は月決めの方法により交付するものとする。

三 貸付利率

年三分とする。ただし、据置期間中は、無利子とする。

四 償還方法

年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還とする。ただし、借受人の申出があるときは、いつでも繰上償還をさせることができる。

五 一時償還及び貸付けの停止

支度資金	技能習得資金	生活資金	転宅資金
一五,〇〇〇円	月一、五〇〇円	月三、〇〇〇円	一、二、〇〇〇円
六年以内	六年以内	三年以内	三年以内
六月以内	六月以内	六月以内	六月以内

1 貸付けの期間は、六月をこえないものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、二年まで延長することができる。

2 据置期間の始期は、最終貸付けを受けた日とする。

借受人が次に掲げる理由の一に該当するときは、償還期日前であっても、貸付金の全部又は一部を償還させ、又は将来に向つて更生資金の貸付けを停止することができる。

1 借受人が借入金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。

2 借受人が虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

3 借受人が故意に償還金の支払を怠つたとき。

4 借受人が貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

六 償還金の支払猶予

1 借受人が災害その他やむを得ない事情により、定められた償還期日までに償還することが困難と認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。

2 償還金の支払猶予の期間は、原則として一年以内とする。

様式第八号

貸付年度

貸付月日

婦人更生資金償還金支払猶予申請書

下記のとおり 資金の償還金支払を猶予願います。

記

- 1 借受金の総額
- 2 償還未済額
- 3 指定償還開始年月日及び償還方法
- 4 猶予期間 昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで
及び金額 第 回分 金 円
- 5 理由

昭和 年 月 日

借受人 住所 氏名



婦人相談員 又は市町村長の 意見	昭和 年 月 日	印
婦人相談所長の 意見	昭和 年 月 日	印

七 延滞利子

- 1 借受人が支払期日までに償還金を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、延滞元金百円について一日三銭の割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことについて、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、延滞利子を免除し、又は減額することができる。
 - 2 六の償還金の支払猶予期間中は、延滞利子は付さない。
- 八 保証人
借入申込者は、県内に居住する者(更生資金の貸付けを受けている者を除く。)で、信用確実な連帯保証人を立てなければならない。

様式第四号中
生活資金 件 円
を
生活資金 件 円
転宅資金 件 円
に改める。

様式第七号の次に様式第八号、様式第九号及び様式第十号として次のように加える。

様式第十号

第 号
昭和 年 月 日

鳥取県知事 閣

殿

婦人更生資金償還金支払猶予不承認決定通知書

昭和 年 月 日申請の 資金の償還金の支払猶予
については下記理由により不承認を決定したので通知します。

記

理由

告示

附則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第八十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関として次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和三十九年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地
昭和三十九年 西本 医院 八頭郡船岡町大字見槻中
一月十三日

様式第九号

貸付年度
貸付番号

婦人更生資金償還金支払猶予決定通知書

鳥取県知事 閣

殿

昭和 年 月 日申請の 資金の償還金の支払
を下記のとおり猶予する。

記

調定回数	金額	従来の償還期日	償還金支払猶予期間
回	円	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日から 日まで

昭和 年 月 日

鳥取県告示第八十八号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
小松 医院	鳥取市今町二丁目	皮、泌尿器科、外科	小松 邦美	昭和三十九年 一月三十日	甲表
貝田 //	西伯郡大山町国信	内科、小児科	貝田三知也	〃	一日 乙表
川元 歯科	境港市本町	歯科	川元 光雄	〃	十日 歯科点数表
田中 薬局	西伯郡淀江町淀江		田中 律子	〃	三十八年十二月十九日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目	内科	竹田 賢夫	〃	三十九年 二月 十日 乙表

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項、第二十五条第一項及び第三十条第一項の規定により、次のものをそれぞれ県指定保護文化財、県指定民俗資料及び県指定天然記念物に指定したので、同条例第四条第二項並びに第二十五条第二項及び第三十条第三項において準用する同条例第四条第二項の規定により

告示する。

昭和三十九年三月三日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小 田 大 吉

県指定保護文化財

種別	名称	員数	構造、形式及び特徴	所在の場所	所有者	所有者の住所
建造物	三百田氏住宅	主屋一棟	江戸後期に属する一般的な民家として、かつ、地方の伝統的な特色をのこした家屋を代表するもの	八頭郡若桜町大字 吉川一四八番地	三百田和孝	八頭郡若桜町大字 吉川一四八番地

県指定民俗資料

種別	名称	員数	特徴、品名	所在の場所	所有者	所有者の住所
民俗資料	宇倍神社御幸祭祭具	一括	御幸祭に使用されるもので、江戸時代の特色を示す祭具の儀表である。大神輿（小神輿）、獅子舞の具（麒麟獅子）、平付（鳥毛）、弓矢（籠）、大笠（御剣馬）、装束（雅楽々器）	岩美郡国府町宮ノ下六五一番地 宇倍神社	宇倍神社 （宮司 金田 泰雄）	岩美郡国府町宮ノ下六五一番地

鳥取県公安委員会告示第四号

種別	名称	特徴	所在の場所	所有者	所有者の住所
天然記念物	花倉山のヒノキ・ツツシ シヤクナゲ群落	特殊の地形的な植物群落として、しかも低地によく保存されているヒノキ・ツツシシヤクナゲ群落及びシラガシ・サカキ群落の両者が接近して共存する原始林	東伯郡三朝町大字 笏賀一、九番地 花倉谷四六八番地 及び四六九番地	東伯郡三朝町大字笏賀区 代表者 米原 信道	東伯郡三朝町大字笏賀

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年三月三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所
昭和三十九年三月二十六日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 岩美郡国府町大字国分寺四七
自動車運転者 横 河 徳 治
- (2) 鳥取市元大工町四七
自動車運転者 岡 本 有 正
- (3) 鳥取市東品治町八六の四
自動車運転者 大 畑 操
- (4) 岩美郡国府町大字法花寺七四
自動車運転者 市 村 鷹 雄
- (5) 鳥取市桂木三三六の一七

二 米子地区

- 1 聴聞の期日及び場所
昭和三十九年三月十九日 午後一時から
米子市万能町 米子警察署
- 2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (6) 岩美郡福部村大字箭渡四八
自動車運転者 田 中 竹 俊
- (7) 八頭郡若桜町大字太野一一五
自動車運転者 坪 内 昭 夫
- (8) 岩美郡岩美町大字岩常五五二
自動車運転者 西 本 博 務
- (9) 岩美郡岩美町小羽尾三二五
自動車運転者 山 本 和 正
- (10) 鳥取市大枝二四
自動車運転者 鈴 木 寛 美
- (11) 鳥取市古海七七七
自動車運転者 山 本 俊 二
- 自動車運転者 吉 村 辰 夫

- (1) 西伯郡伯仙町尾高一、四〇四
自動車運転者 中 沢 民 夫
- (2) 日野郡溝口町谷川八〇
自動車運転者 篠 田 久 夫
- (3) 米子市両三柳一区一、八三六
自動車運転者 淺 井 裕 裕
- (4) 日野郡日南町大字生山一七五
自動車運転者 大 谷 利 雄

雑 報

測量法（昭和24年法律第188号）に基づき、昭和39年度測量士試験及び測量士補試験が次のとおり実施されます。
昭和39年3月3日

鳥 取 県 土 木 部 長

第一 受験資格
年齢、性別、学歴、経験を問わない。
第二 試験の科目及び方法

一 試験科目

1 測量士試験

次の(ハ)から(イ)までに掲げる科目について実施する。

(ハ) 三角測量 (綱又は鎖の平均計算を伴う程度の測量とする。)

(ロ) 多角測量 (三角点間を連絡する程度の測量とする。) 及び水準測量

(ハ) 地形測量 (トランソットを用いて図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。)

(ロ) 写真測量 (図解法及び機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含むものとする。)

(ハ) 地図編集 (地図の投影を含むものとする。)

(イ) 応用測量

2 測量士補試験

次の(ハ)から(イ)までに掲げる科目について実施する。

(ハ) 三角測量作業 (30秒読み程度のトランソ

ットを用いる側測及びこれに伴う計算の作業とする。)

(ロ) 多角測量作業 (1分読み程度のトランソットを用い側測及びこれに伴う計算の作業とする。) 及び水準測量作業 (感度40秒程度の水準儀を用いる側測及びこれに伴う計算の作業とする。)

(ハ) 地形測量作業 (平板、コンパス、トランソット等を用いる図根測量作業及び地形地物の測定作業とする。)

(ロ) 写真測量作業 (図解法及び機械法による作業とする。)

(ハ) 地図編集 (地図の投影を含む作業とする。)

(イ) 応用測量作業

二 試験方法

各試験は、いずれも筆記試験とする。

第三 願書受付期間

昭和38年3月2日から同月25日まで

郵送の場合も3月25日までに着信したものに限り。

第四 試験日時及び合格者発表

一 試験日時

1 測量士試験 昭和39年5月24日(日)

午前9時から午後1時まで

2 測量士補試験 昭和39年5月24日(日)

午後2時から午後5時30分まで

二 合格者発表

官報で公告するほか、合格者に通知する。

第五 試験地

札幌、帯広、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、広島、高松、福岡、熊本、鹿児島

第六 試験手数料

一 測量士試験 500円

二 測量士補試験 300円

上の試験手数料は、受験願書に相当金額の収入印紙を貼って納めること。

第七 受験手続

一 提出書類

1 受験願書 1通

2 履歴書 1通

3 整理票、写真票、受験票、1通

写真は最近6箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦6センチメートル×横4.5センチメートルのものをはること。

二 提出先

東京都目黒区上目黒7丁目1. 000番地

建設省国土地理院

郵送の場合は、必ず書留郵便で封筒に「測量士試験」又は「測量士補試験」と朱書すること。

第八 その他

一 同一人で測量士試験及び測量士補試験の両試験を受けようとする場合は、それぞれの受験願書(添付書類を含む。)を提出すること。

二 受験願書受付締切後は受験地の変更を認めない。

